

○長門市地方就職支援金交付要綱

(令和6年6月1日告示第101号)

(趣旨)

第1条 この告示は、東京圏(埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。)の大学を卒業した学生の長門市内への移住を伴う県内就職を支援するため、山口県と共同して行う地方就職学生支援事業において、東京圏内の大学を卒業して長門市に移住する見込みの者に対する地方就職支援金(以下「就職支援金」という。)の交付については、やまぐち移住就業支援事業・マッチング支援事業及び地方就職学生支援事業実施要領、法令等に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象者要件)

第2条 就職支援金の交付対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、申請時において、次の第1号及び第2号の要件を満たし、就職活動(選考面接)が卒業年度の6月1日以降であって、内定日が10月1日以降であるものとする。

(1) 移住等に関する要件次に掲げるア、イ及びウの要件を満たすこと。

ア 移住元に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 大学の卒業年度において、東京都内に本部がある東京圏内(条件不利地域(過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号)、山村振興法(昭和40年法律第64号)、離島振興法(昭和28年法律第72号)、半島振興法(昭和60年法律第63号)又は小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)の指定区域を含む市町村(政令指定都市を除く。))をいう。以下同じ。))を除く。)のキャンパスに在学(原則4年以上)し、当該大学を卒業する見込みである。

(イ) 大学の卒業年度において、東京圏内(条件不利地域を除く)に継続して在住している。

イ 移住先に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 山口県内に所在する企業に就職することが内定している。

(イ) 卒業後に上記内定企業に就職し、長門市内に移住する意思を有している。

ウ その他の要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

(イ) 日本人である、又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。

(ウ) その他市長が就職支援金の対象として不相当と認めた者でないこと。

(2) 就業に関する要件

次に掲げるア及びイの要件を満たすこと。

ア 就業先に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- (ア) 勤務地が山口県内に所在すること。
- (イ) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に定める風俗営業  
者でないこと。
- (ウ) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する法人等でない  
こと。
- (エ) 官公庁等(第三セクターのうち、地方公共団体から補助を受けている  
法人を除く。)ではないこと。
- (オ) 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う  
職務を務めている法人等でないこと。

イ 就業条件等に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- (ア) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業する見込みであること。
- (イ) 勤務地が長門市からの通勤が可能な地域に限られること。

(就職支援金の額)

第3条 就職支援金の額は2万円とする。ただし、前条第1号イに該当する企業が山口県以外で実施した選考面接に参加した場合には、その参加に係る交通費の実費に2分の1を乗じて得た額と2万円とのいずれか低い額とする。

(就職支援金の交付申請)

第4条 就職支援金の申請者は、地方就職支援金申請書(別記様式第1号)、内定証明書(別記様式第2号)、在学証明書、交通費の領収書の写し及び本人確認書類に加え、第2条の要件を満たすことを証する書類を市長に提出しなければならない。

(就職支援金の交付決定)

第5条 市長は、前条の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、就職支援金を交付することが適当と認めるときは、地方就職支援金交付決定通知書(別記様式第3号)により、申請者に通知するものとする。

2 前項の審査の結果、就職支援金の交付を不適当と認める場合又は予算上の理由等により当該年度における就職支援金の交付が不可である場合は、その旨を申請者に通知する。

(就職支援金の交付)

第6条 就職支援金の交付は、前条の規定により就職支援金の交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)からの地方就職支援金交付請求書(別記様式第4号)の提出による請求に基づき行うものとする。

(報告及び立入調査)

第7条 市長は、補助事業の遂行に関し、必要があると認めるときは、補助対象者又は交付決定者に対して必要な報告を求め、又はこれに適合させるための措置を求めることができる。

(就職支援金の交付決定の取消し及び返還命令)

第8条 市長は、交付決定者が次の区分に応じて掲げる要件に該当する場合は、就職支援金の交付決定の全部又は一部を取り消し、地方就職支援金返還請求書(別記様式第5号)により、期限を定めてその返還を請求するものとする。ただし、雇用企業の倒産、災害、本人の病気その他のやむを得ない事情があると市長が認める場合は、この限りでない。

(1) 全額の返還

次のいずれかに該当する場合

ア 虚偽の申請等をした場合。

イ 前条の規定に基づく求めに応じなかったとき。

ウ 申請日から1年以内に要件を満たす就業先への就業を行わなかった場合。

エ 申請日から1年以内に転入しなかった場合(申請時に既に長門市に住民票がある場合を除く。)

オ 就業日から1年以内に要件を満たす就業先を辞した場合(退職日から3箇月以内に山口県内の別の企業に就業する場合を除く。)

カ 転入日から3年未満で市外に転出した場合。

(2) 半額の返還

転入日から3年以上5年以内に市外に転出した場合。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、就職支援金の交付に必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和6年6月1日から施行する。

別記様式第1号(第4条関係)

地方就職支援金交付申請書

[別紙参照]

別記様式第2号(第4条関係)

内定証明書

[別紙参照]

別記様式第3号(第5条関係)

地方就職支援金交付決定通知書

[別紙参照]

別記様式第4号(第6条関係)

地方就職支援金交付請求書

[別紙参照]

別記様式第5号(第8条関係)

地方就職支援金返還請求書

[別紙参照]